

## 特定非営利活動法人 中信多文化共生ネットワーク 会員規約

### 第1条 (目的)

この規約は、特定非営利活動法人中信多文化共生ネットワーク（以下、「本法人」）定款第6条の規定により設置する会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって本法人の事業活動の推進に資することを目的とする。

### 第2条 (会員)

本法人の会員は正会員と賛助会員の2種である。正会員は、総会に出席し決議する権利を有する。一方、賛助会員は、総会に参加し傍聴はできるが、決議に参加することはできない。

### 第3条 (加入)

正会員および賛助会員は、自由に本法人に加入できる。

2 代表理事は、加入を希望する個人または団体（以下、「加入希望者」）が、反社会的勢力（平成19年6月19日付け「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の定義による）であることが判明したときは、当該加入希望者の加入を承諾してはならない。

3 事業年度の中途において加入をする場合は、当該事業年度の残余月数の月割計算した、年会費を支払うものとする。この場合において、100円未満の端数は切り捨てとする。

4 加入を希望する者・団体は、次の入会金を納入するものとする。

- (1) 正会員 1,000円。ただし、学生は無料とする。
- (2) 個人賛助会員 1,000円。ただし、学生は無料とする。
- (3) 団体賛助会員
  - ① 団体A会員 10,000円
  - ② 団体B会員 5,000円
  - ③ 団体C会員 5,000円

### 第4条 (会費)

1. 正会員は、次の年会費を納入するものとする。

- (1) 一般会員：年3,000円
- (2) 学生会員：年1,000円

2. 賛助会員は、次の年会費を納入するものとする。

- (1) 個人賛助会員：1口3,000円とし、1口以上を納入する。
- (2) 団体賛助会員：次のいずれかを選ぶこととする。
  - ① 団体A会員  
年会費一口30,000円とし一口以上を納入する。
  - ② 団体B会員

年会費 10,000 円を納入する。

③ 団体 C 会員

年会費 5,000 円を納入する。

なお、団体賛助会員は、CTN サイトにバナーを掲載することができる。バナーのサイズは会員区分に応じて異なる。

第 5 条 (退会)

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2. 会員が事業年度の中途において退会する場合、当該年度の年会費の月割り残金の返金はしない。

第 6 条 (会員資格の喪失)

本法人の会員は、次の各号の一に該当する場合、会員資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をした者
- (2) 死亡した者
- (3) 継続して 2 年以上会費を滞納した者
- (4) 故意又は重大な過失により、本法人の信用を失わせるような行為をした者
- (5) 本法人の事業を妨げ又は妨げようとした者
- (6) 犯罪その他の信用を失う行為をした者
- (7) 加入した後に、反社会勢力であることが判明した者、および、加入後に反社会的勢力とのかかわりを持つようになった者
- (8) 該当する者は総会において弁明の機会を有する。

第 7 条 (特典)

会員は、この法人が発行する機関誌、資料等の優先的配付を受けることができる。

2 会員は、この法人が開催する集会等に優先的に参加することができる。

第 8 条 (休会)

会員は、病気・海外赴任・災害・団体運営上の理由等により、会員としての活動が著しく困難な場合、代表理事に休会の申し出を行うことができる。この申し出が適当と判断される場合、1 年以上 5 年以内の期間に限り休会扱いとすることができる。

2 休会中の会員に対しては、会費納入を免除する。

3 休会中の正会員は、定款第 6 条 (1) に基づく権利を有しない。

4 休会中の会員に対しては、本規定第 7 条に基づく特典を有しない。

5 休会中の会員は、申出によりいつでも会員に復帰することができる。

6 休会期間が 5 年を超えた場合は理事会の議決を経て退会したものとみなすことができる。

第 9 条 (規約の変更)

この規約は、理事会の議決によって変更することができる。

第10条（その他）

会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

附則

- 1 この規約は、令和5年5月28日より施行する。